

情報セキュリティ基本方針

三重県農業共済組合

1 目的

三重県農業共済組合（以下「本組合」という。）は、国の災害対策の基幹である農業保険制度の実施主体として、保有する情報資産をあらゆる脅威から守り、安定的・継続的な事業運営を行うため、本方針を定め、適正な情報セキュリティの確保に取り組む。

2 組織体制の確立

保有する情報資産に係る適切な情報セキュリティ対策を講じるため、本組合全体としての組織管理体制を確立する。

3 情報管理規則等の策定

情報セキュリティ対策の基準として、情報管理規則及びその実行のための手順等を盛り込んだ情報管理細則を策定し、本方針、情報管理規則及び情報管理細則を合わせたものをセキュリティポリシーとする。

4 役職員の遵守義務

役職員は、情報セキュリティ対策の重要性を認識するとともに、業務の遂行にあたっては本組合のセキュリティポリシーを遵守する。このため、役職員に対して必要な教育を実施する。

5 運用

情報システムの監視、セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、セキュリティポリシーの運用における各種対策を講じ、問題の発生に対しては情報管理規則及び情報管理細則の定めにより迅速に対処する。

6 情報セキュリティの自主点検の実施

セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティの自主点検を実施する。

7 セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティの自主点検の結果、セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、新たに対策が必要になった場合には、セキュリティポリシーを見直す。